

令和6年2月15日

各都道府県私立学校等所管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
(公 印 省 略)

令和5年度神奈川県私立高校生等奨学給付金事業（令和6年能登半島地震等）の
実施及び周知等について（依頼）

私学行政の推進につきまして、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和5年5月15日付「令和5年度神奈川県私立高校生等奨学給付金事業（新入生対象一部前倒し給付及び通常給付）の実施及び周知等について（依頼）」及び同年6月29日付「令和5年度神奈川県私立高校生等奨学給付金事業（家計急変世帯対象給付）の実施及び周知等について（依頼）」において、非課税世帯等への奨学給付金制度に関する周知等を依頼していたところです。

今般、神奈川県高校生等奨学給付金（私立高等学校等）支給要綱を改正し、令和6年1月1日以降に発生した災害等で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、81,000円を加算して支給することとしました。

つきましては、貴都道府県所管の私立高等学校等就学支援金制度対象校に対し、別添資料を送付いただき、本制度の周知にご協力くださいますようお願いいたします。

○ 連絡期限

- ・ 令和6年2月29日(木)

問合せ先
助成グループ 今橋、益子
電話 045-210-3793